

**訂正(変更)**

令和6年7月11日にプレスリリースした件について、下記のとおり訂正(変更)がありますのでお知らせします。

令和6年7月11日  
総務部管財課

報道関係者 各位

令和6年度山形県庁舎防災訓練の実施について

地震発生時における県庁舎における初期対応の習熟を図る訓練を下記のとおり実施します。

なお、今回の訓練は、県庁が一事業所として行う、職員や来庁者を対象とした行動訓練となります。

記 → 午後1時15分～午後1時30分

1 日時 令和6年8月6日(火) ~~午後1時30分～午後1時45分~~

2 目的  
山形県庁舎において、緊急地震速報が放送された際に、庁舎内の職員等が速やかに自分の身を守り、自衛消防隊等が初期対応できるよう訓練を行い、防災体制の強化を図る。

3 訓練内容等  
(1) 想定震度等  
震度4(山形市) / 震源地 宮城県沖  
(2) 訓練内容

13:15  
~13:16  
  
13:16  
~13:30

時間	内容	場所 (撮影エリア)	参加者等
<del>13:30 ~13:31</del>	緊急地震速報 放送時の対応訓練	県庁舎及び議会棟 (がん対策・健康長寿日 本一推進課)	在庁職員及び 来庁者
13:31 ~13:45	地震発生後の 初期対応訓練		

※訓練後の取材対応については、2階管財課内で行います。

**【問合せ先】**  
 総務部管財課 課長補佐 平澤 晃  
 TEL: 023-630-2789  
 報道監 総務部次長 伊藤 淳一



# 令和6年度山形県庁舎防災訓練実施計画

## 1 実施目的

山形県庁舎等防火及び防災管理要綱、山形県庁舎消防計画に基づき、県庁舎内で緊急地震速報が放送された際に、庁舎内の職員等が速やかに自分の身を守り、自衛消防隊等が初期対応できるよう訓練を行い、防災体制の強化を図る。

2 実施日時 令和6年8月6日（火） 13時15分～13時30分

3 実施場所 知事局棟及び議会棟

4 参加者 庁舎内の職員等（団体職員等を含む。）及び来庁者

## 5 想定震度等（予定）

震度 4（山形市） / 震源地 宮城県沖

## 6 訓練実施内容

### (1) 緊急地震速報放送時の対応訓練 13:15～（山形県庁舎消防計画第38条）

緊急地震速報が放送されたら課室内の職員は机の下に潜るなど、自分の身を守るための安全確保行動をとり、落下物等から身を守る。

エレベーター乗車中の場合は最寄り階のボタンを押し停止させ、機外へ退避し落下物等の危険がない場所で、姿勢を低くし、頭を守り、揺れが収まるのを待つ。

### (2) 地震発生後の初期対応訓練 13:16～（山形県庁舎消防計画第39条）

ア 自衛消防隊分隊長 ※ 詳細は別紙。

点検指示の放送後、分担範囲の損壊状況等を確認し、総括責任者へ報告する。その後、損壊箇所がある場合、総括責任者の指示により警戒線を設定する。

イ 防災センター職員

二次災害の発生を防止するため、火気設備器具、危険物施設等について、緊急点検を実施し、総括責任者に報告を行う。

ウ 警備員

建物の外観点検を実施し、総括責任者に報告を行う。

エ 管財課職員

訓練関係資料を準備する。

## 各分隊員の行動について

### 1 チェック箇所

各分隊員は、以下のチェック箇所を参考に確認を行ったうえで、口頭にて総務班長に報告してください。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 窓ガラス（破損・ひび割れ） | <input type="checkbox"/> 壁面（損壊）                  |
| <input type="checkbox"/> 天井（損壊・落下）     | <input type="checkbox"/> 蛍光灯（落下）                 |
| <input type="checkbox"/> 掲示板（転倒）       | <input type="checkbox"/> 防火扉付近の壁・天井<br>（破損・ひび割れ） |
| <input type="checkbox"/> トイレ（破損・ひび割れ）  | <input type="checkbox"/> 各課室扉（破損）                |
| <input type="checkbox"/> 給湯室（出火）       | <input type="checkbox"/> 負傷者                     |
| <input type="checkbox"/> 各課室内キャビネ（転倒）  |  |

※ 当日は管財課にて、いずれかの階のいずれかの箇所（計3箇所）に下のような図を掲出しますので、発見した場合、総務班長を通じ管財課に報告してください。

※ これは防災訓練のための掲示であり、実際の破損はありません。



男子トイレ内洗面台破損

## 2 報告までの流れ

### (1) 各分隊員 … 各階にて点検。点検後、総務班長に報告

#### ア 危険箇所があった場合（例）

「第〇分隊〇〇班〇〇（名前）です。点検したところ、〇階男子トイレ内の洗面所に破損が見られました。負傷者はありません。」

#### イ 危険箇所がなかった場合（例）

「第〇分隊〇〇班〇〇（名前）です。点検したところ、異常ありません。負傷者はありません。」

### (2) 各総務班長 … 分隊員からの報告を管財課へ報告

#### ア 報告先

第1～第6分隊 ⇒ 内線 2789

第7～第12分隊 ⇒ 内線 2063

第13～17分隊、第19分隊 ⇒ 内線 2064

#### イ 警戒線設定指示

損壊箇所がある場合、管財課から警戒線を設定するよう指示があるため、防護班長に伝達。

#### ウ 警戒線設定完了報告

警戒線設定完了後、管財課へ報告。

### (3) 各防護班員 … 総務班長の指示を受け、損壊箇所に警戒線を設定

#### ア 警戒線設定

防護班長が中心となり、損壊箇所付近に警戒線を設定（立入禁止措置）する。

※ あくまでも緊急措置であるため、簡易的なもので可。

例1) 損壊箇所前に立看板・椅子等を設置し、「立入禁止」等記載した貼紙を掲出。

例2) 損壊箇所付近をビニールテープ等で封鎖し、「立入禁止」等記載した貼紙を掲出。



#### イ 警戒線設定完了報告

警戒線設定完了後、防護班長は総務班長へ報告。